

名古屋市男女平等参画 基本計画2025【概要版】

計画の目的

男女共同参画社会基本法に掲げられている「男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。

男女平等参画推進なごや条例に定める 6 つの基本理念

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

位置づけ

- ・男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年施行）の規定による「基本計画」
- ・男女共同参画社会基本法（平成 11 年施行）の規定による「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年施行）の規定による「市町村推進計画」

計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

男女共同参画社会とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。



男女平等参画基本計画2025

5つの目標のもと22の方針と81の事業を設定しています。

目標

1

性別にかかわる人権の尊重

現状と課題

- ・配偶者や交際相手から暴力の被害経験がある女性は身体的暴力が約8人に1人、精神的暴力が約4人に1人います。

配偶者や交際相手から殴られたり、けられたりしたことがある（身体的暴力）：13.2%
配偶者や交際相手からバカなどと、傷つく呼び方をされたことがある（精神的暴力）：27.1%

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

- ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方の悩みごととして、周囲の偏見や差別が多く挙げられています。

●方針・主な事業

- ① **性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発**
★女性のための総合相談（電話・面接・専門相談等）、★性犯罪・性暴力の防止対策
- ② **配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発**
★DV根絶のための意識啓発事業、★デートDV防止のための意識啓発事業
- ③ **配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援**
★DV被害者等への相談・支援、★女性のための総合相談（女性の自立のためのグループプログラム等）
- ④ **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援**
性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発、★生涯にわたる健康教育・健康支援
- ⑤ **メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発**
青少年を取り巻く有害環境等への対応、メディア・リテラシー向上のための啓発
- ⑥ **様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援**
★経済的自立に向けた支援、ひとり親家庭の精神的な支援
- ⑦ **多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進**
★多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発・専門相談等



(注)事業の★は重点的に取り組む施策・事業

目標 2 男女平等参画推進のための意識変革

現状と課題

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった性別による固定的な役割分担意識に賛成の人の割合は、令和元年度の調査では反対（51.1%）が賛成（34.4%）を上回りましたが、全国に比べると反対の人の割合が低く、性別役割分担意識がまだ残っていると考えられます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見

	賛成	反対
平成 26 年度名古屋市	46.0%	42.0%
令和元年度名古屋市	34.4%	51.1%
令和元年度全国	35.0%	59.8%

男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）
男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

●方針・主な事業

- ⑧ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
★男女平等参画に向けた意識啓発事業、男女平等参画についての情報提供
- ⑨ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
★男女平等教材を活用した教育・学習の推進、★男女平等参画の視点に立ったキャリア教育等の推進、★男女平等参画についての教員等への研修
- ⑩ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
男女の生き方を考える学習機会の提供、女性の学習グループ等の支援
- ⑪ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供
調査・研究、男女平等参画白書の公表



目標 3 方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

名古屋市の審議会等の女性委員の登用率は令和 2 年度で 35.1%となっており、40%以上 60%以下という目標とは隔たりがあるため、更なる取組が必要です。

●方針・主な事業

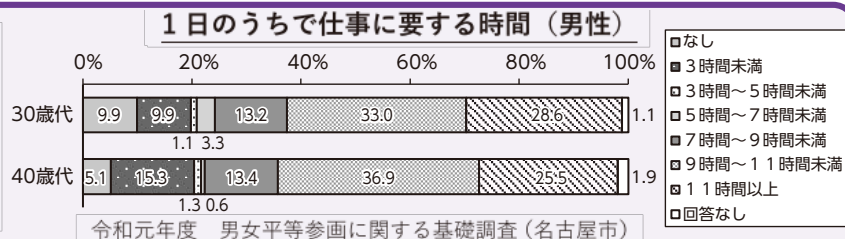
- ⑫ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進
★審議会等への女性委員の登用促進、★市職員の管理職等への女性の登用促進
- ⑬ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大
地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進
- ⑭ 企業における女性の方針決定過程への参画拡大
★女性の活躍推進企業認定・表彰制度（ロールモデルの発信）、女性管理職養成・交流の支援



目標 4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

30～40 代男性の 1 日 11 時間以上働いている人の割合は 25%を超えており、男性の長時間労働の実態は解消されていません。



●方針・主な事業

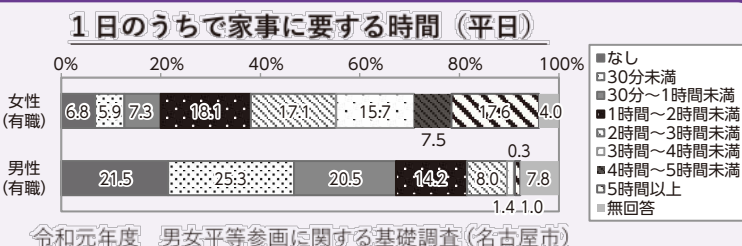
- ⑮ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
 - ★女性の活躍推進企業認定・表彰制度（企業部門）、★女性の活躍に向けた中小企業への啓発
- ⑯ 働く場における女性の活躍推進
 - ★女性の職業能力開発支援、女性の再就職支援
- ⑰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援
 - 多様な子育て支援事業、介護を必要とする方とその家族への支援
- ⑱ 仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援
 - ★企業への両立支援に向けた啓発事業、★子育て支援企業認定・表彰制度、★ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度



目標 5 家庭・地域における男女平等参画の促進

現状と課題

家事時間は、有職女性では「1 時間以上 2 時間未満」（18.1%）が最も多く、次いで「5 時間以上」（17.6%）となっていますが、有職男性は「30 分未満」（25.3%）が最も多く、家事負担が女性に偏っています。



●方針・主な事業

- ⑲ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
 - ★男性の家事・育児への参画支援、★男性の介護への参画支援
- ⑳ 地域活動における男女平等参画の促進
 - ★地域活動における男女平等参画の啓発、地域活動における子育て支援事業への参画
- ㉑ 高齢期における男女の就業・社会参画支援
 - 高齢者の就業支援、高齢者の社会参画支援
- ㉒ 防災における男女平等参画の促進
 - ★防災対策についての広報啓発、性別に配慮した避難所運営



成果指標

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、成果指標の達成状況を把握します。

指 標		現状値	目標値
目標 1	「デートDV」という言葉の認知度	43.9% (令和元年度)	55% (令和 6 年度)
	がん検診受診率 (①子宮がん・②乳がん)	①59.0%②49.0% (令和元年度)	①65%②55% (令和 7 年度)
	「性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ)」という言葉の認知度	65.5% (令和元年度)	75% (令和 6 年度)
目標 2	男女の地位が平等と感じる市民の割合 (社会全体)	19.2% (令和元年度)	23% (令和 7 年度)
目標 3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.1% (令和 2 年 4 月)	40%以上 60%以下 (令和 7 年度)
	市職員の女性管理職員の割合 (全職種)	14.2% (令和 2 年 4 月)	15% (令和 7 年 4 月)
	市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	16.4% (令和 2 年 4 月)	19% (令和 7 年 4 月)
目標 4	仕事と生活のバランスが希望どおりである と思う市民の割合	39.3% (令和元年度)	41% (令和 7 年度)
	女性の活躍推進企業認定・認証数	155 社 (令和元年度)	210 社 (令和 7 年度)
	子育て支援企業認定数	213 社 (令和元年度)	230 社 (令和 7 年度)
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証 企業数	178 社 (令和元年度)	210 社 (令和 7 年度)
	市男性職員の育児休業取得率	15.9% (令和元年度)	50% (令和 6 年度)
目標 5	平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合	24.9% (令和元年度)	40% (令和 6 年度)
	地域活動の委員 (区政協力委員・災害対策 委員) の女性比率	18.1% (令和 2 年度)	21.5% (令和 7 年度)
	名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の 割合	82.9% (令和元年度)	84% (令和 7 年度)

相談窓口一覧

女性のための総合相談

電話相談専用ダイヤル 052-321-2760

女性が直面する悩みについて、専門相談員と一緒に考えます。

相談日・相談時間

月・火・金・土・日曜日 10:00～16:00

水のみ 10:00～13:00、18:00～20:00

休室日 毎週木曜日（祝日のときは翌金曜日も休室）、祝日、年末年始

面接相談＜予約制＞

電話相談で相談員と問題を整理のうえ、必要に応じてご利用いただけます。

専門相談＜予約制＞

面接相談の後、必要に応じて弁護士・医師などによる専門相談もご利用いただけます。
（女性弁護士による一般法律相談は事前面接の必要はありません。）

★法律相談

- ・女性への人権侵害相談（DV、セクシュアル・ハラスメントなど）
- ・女性弁護士による一般相談

★こころとからだの相談

精神科医などによる相談

名古屋市男性相談

電話相談専用ダイヤル 050-3537-3644

夫婦関係・子育て・仕事・生き方などの男性が抱える悩みを、男性相談員がお聞きします。

電話相談

毎週水曜日 18:00～20:00

第4日曜日 10:00～12:00

面接相談＜予約制＞

第4木曜日 18:00～20:00

※相談日が祝日、年末年始の場合は実施しません。

名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談

電話相談専用ダイヤル 052-321-5061

当事者だけでなく、家族や友人もご相談いただけます。

電話相談 毎月第2金曜日 19:00～21:00（祝日のときも実施）

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2234 FAX：052-972-4206 メール：a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp